

○国土交通省令第 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条の八の規定に基づき、船舶救命設備規則及び船舶防火構造規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

船舶救命設備規則及び船舶防火構造規則の一部を改正する省令

（船舶救命設備規則の一部改正）

第一条 船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第十五号を次のように改める。

十五 穏やかな水面における次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める前進速力を有すること。

イ 人員及び艤装品を満載し、かつ、補機が作動している場合（ロに掲げる場合を除く。） 六ノット以上

口 人員及び艤装品を満載し、かつ、補機が作動している場合において、船舶に備え付けられている

最大の定員を有する救命いかだであつて人員及び艤装品を満載したのものをえい航している場合

## 二ノット以上

第八条第十六号中「前号」を「前号イ」に改め、同条第三十四号中「及びト」を「、ト及びチ」に改め、同号に次のように加える。

チ 救命艇内の乗組員がつり上げのための準備が完了したことを明確に識別できるものであること。

第八条第三十五号中「二本のつり索を用いて進水する救命艇にあつては、」を削る。

第二十七条の二第十三号及び第十四号を次のように改める。

## 十三及び十四 削除

第二十七条の二第二十七号中「第十七号、第十八号」を「第十五号から第十八号まで」に、「第三十四号及び第三十五号」を「第十六号中「二十四時間」とあるのは「四時間」と、同条第三十四号に、「あるいは、」を「あるいは」に改める。

第二十七条の三第一項中「第十七号、第十八号」を「第十五号から第十八号まで」に、「第三十四号

及び第三十五号」を「及び第三十四号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「救助艇」との下に「、同条第十六号中「二十四時間」とあるのは「四時間」と」を加える。

第二十七条の四中「第十七号、第十八号」を「第十五号から第十八号まで」に、「第三十四号及び第三十五号」を「第十六号中「二十四時間」とあるのは「四時間」と、同条第三十四号」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第二十七条の四の二第三号を次のように改める。

三 穏やかな水面における次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める前進速力を有すること。

イ 人員及び艤装品を満載し、かつ、補機が作動している場合（ロに掲げる場合を除く。） ハノット以上

ロ 人員及び艤装品を満載し、かつ、補機が作動している場合において、船舶に備え付けられている最大の定員を有する救命いかだであつて人員及び艤装品を満載したものをえい航している場合 ハノット以上

第二十七条の四の二第四号中「前号」を「前号イ」に改め、同条第九号中「及び第三十五号」を削る。

第二十七条の四の三第一項中「、第三十四号及び第三十五号」を「及び第三十四号」に改める。

第二十七条の四の四中「及び第三十五号」を削る。

第二十七条の六の表水密電気灯の項の次に次のように加える。

VHF無線通信装置	一個	一個	一個	管海官庁が適当と認めるもの
-----------	----	----	----	---------------

第二十七条の六に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、一般救助艇には、VHF無線通信装置を備え付けることを要しない。

第四十九条第一項中「従事し、かつ、船舶区画規程第二編第十三章の規定に適合する」を「従事する」に、「備え付けてもよい」を「備え付けなければならない」に改める。

第五十二条中「従事し、かつ、船舶区画規程第二編第十三章の規定に適合する」を「従事する」に改める。

第六十六条の二第二項中「当直員用」の下に「及び救命いかだ（第六十二条第五項の規定により備え付けるものに限る。）に乗り込む者用」を加える。

第九十七条第二項の表膨脹式救命いかだの容器の項下欄中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 膨脹式救命いかだの質量（当該質量が百八十五キログラムを超える場合に限る。）

第九十七条第十二項中「備え付ける」の下に「膨脹式救命いかだの容器、固型救命いかだ及び」を加える。

（船舶防火構造規則の一部改正）

第二条 船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条の二」に改める。

第二条に次の一号を加える。

二十三 キヤビンバルコニー 旅客室又は船員室に隣接して設けられた直接外気に接する甲板上の場所であつて、もっぱら当該旅客室又は船員室を使用する者の使用に供するものをいう。

第二十条第五項に次の一号を加える。

三 キヤビンバルコニーの露出面（管海官庁が差し支えないと認めるものを除く。）

第二十条第八項中「居住区域等」の下に「、キャビンバルコニー」を加え、同条に次の二項を加える。

11 キャビンバルコニーに備え付ける家具及び備品の材料は、不燃性について告示で定める要件に適合するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該キャビンバルコニーの防火措置を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでない。

第二章に次の二項を加える。

(キャビンバルコニーの防火措置)

第二十三条の二 隣接するキャビンバルコニーを仕切るために使用される部分隔壁（荷重を支えるものを除く。）は、隣接するキャビンバルコニーの双方から開くことができるものでなければならない。

第二十七条第一項中「及び第二十三条」を「、第二十三条及び第二十三条の二」に改める。

第二十七条の二中「前二条」を「前四条」に、「第二十三条」を「第二十三条の二」に改める。

第二十七条の二の二中「、第二十七条の七第三項」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手されている船舶（以下「現存船」という。）に現に備え付けられている救命設備（現に建造又は改造に着手された船舶に備え付ける予定のものを含む。）については、これを当該船舶に引き続き備え付ける場合に限り、第一条の規定による改正後の船舶救命設備規則（次項において「新救命規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 現存船の救命設備の備付数量については、新救命規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 現存船に現に備え付けている救命艇又は救助艇（施行日において現に建造又は改造中の船舶にあっては備え付ける予定のものを含む。）を、当該救命設備が取り付けられている救命艇揚卸装置又は救助艇揚卸装置（施行日において現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。）の取替えを行うことなく取り替える場合には、前項の規定の適用については、当該救命設備は、当該船舶に引き続き備え付けられているものとみなす。

第三条 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、前条の規定にかかわらず、

管海官庁の指示するところによる。

(船舶防火構造規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 現存船に係る防火構造については、次項に定めるものを除き、第二条の規定による改正後の船舶防火構造規則（次項において「新防火構造規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 現存船のキャビンバルコニーに備え付けられている家具及び備品の材料に係る新防火構造規則第二十条第十一項（新防火構造規則第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、

現存船について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までに限り、なお従前の例による。

第五条 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、前条の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

○国土交通省告示第 号

船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条並びに船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第十三条第三項及び第二十条第十一項の規定に基づき、船舶の消防設備の基準を定める告示及び船舶の防火構造の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

船舶の消防設備の基準を定める告示及び船舶の防火構造の基準を定める告示の一部を改正する告示

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一一部改正）

第一条 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「十五センチメートルの厚さで」を削り、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする。

第十四条第四号中「膨脹率」の下に「（発生した泡の容積の供給された泡溶液の容積に対する比率をいう。以下同じ。）」を加え、同条第六号中「前条第六号」を「前条第五号」に改める。

第十五条を次のように改める。

(固定式加圧水噴霧装置)

第十五条 固定式加圧水噴霧装置は、機関区域及び貨物ポンプ室の火災を効果的に消火するためには管海官庁が適当と認める要件に適合するものでなければならない。

第十七条第十号中「第十三条第六号」を「第十三条第五号」に改める。

第二十一条第二項第一号中「簡易式」の下に「又は持運び式」を加え、「十五秒」を「十三秒」に改め、同項第二号中「放射の初期においては、四メートル（簡易式のものにあつては、二・五メートル）」を「移動式又は固定式のものにあつては、放射の初期においては、四メートル」に改め、同項第三号中「一・七メガパスカルの圧力」を「使用圧力」に改める。

第二十二条第一号中「簡易式」の下に「又は持運び式」を加え、「十五秒」を「十三秒」に改め、同条第二号中「三メートル（簡易式のものにあつては、二メートル）以上であること。」を「三メートル以上であること（移動式又は固定式のものに限る。。」に改め、同条第四号中「三十五メガパスカル」を「二十四・五メガパスカル」に改める。

第二十三条第一項第一号中「十二秒」を「十三秒」に改め、同項第二号中「簡易式」の下に「又は持運び式」を加え、同項第三号中「三・四メガパスカルの圧力」を「使用圧力」に改める。

第二十九条第一号中「インダクター・タイプの」を削り、同条第二号中「前号の発泡ノズルは、毎分一・五立方メートルの割合で泡を発生する」を「毎分二百リットル以上の割合で泡溶液を放出

する」に改め、同条第三号中「並びに第十三条第五号及び第六号」を「及び第十三条第五号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 船内で通常起こりうる目詰まり、温度変化、振動、湿気、衝撃及び腐食に耐えることができるものであること。

(船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正)

第二条 船舶の防火構造の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号へ(4)中「第四号」を「二」に改める。

第十六条に次の二項を加える。

3 規則第二十条第十一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 机、衣装ダンス、鏡台、戸棚等の収納家具は、不燃性材料のみで造られているものであること。ただし、厚さが二ミリメートル以下の可燃性の化粧張りを施すことができる。

二 いす、ソファーア、テーブル等の固定されない家具は、骨組みが不燃性材料で造られているものであること。

三 カーテンその他のつり下げる織物類は、炎の広がりを妨げる性質が、毎平方メートル〇・八キログラムの質量の羊毛品のものに劣らないと管海官庁が認めるものであること。

四 布張り家具及び寝台は、着火及び炎の広がりを妨げる性質を有する管海官庁が適当と認めるものであること。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この告示は、平成二十年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）に現に備え付けられている消防設備については、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、第一条の規定による改正後の船舶の消防設備の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

改 正 案

現 行

（部分閉囲型救命艇）

第八条 部分閉囲型救命艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一～十四 （略）

十五 穏やかな水面における次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める前進速力を有すること。

イ 人員及び艤装品を満載し、かつ、補機が作動している場合（ロに掲げる場合を除く。）六ノット以上

ロ 人員及び艤装品を満載し、かつ、補機が作動している場合において、船舶に備え付けられている最大の定員を有する救命いかだであつて人員及び艤装品を満載したものを使い航している場合 二ノツト以下

十六 前号イの六ノット以上の前進速力における二十四時間の連続運転に十分な燃料を備えていること。この場合において、燃料は、船舶が航行する水域で予想されるすべての範囲の温度を通じて使用できるものでなければならない。

十七～三十三 （略）

三十四 次に掲げる要件（一本のつり索のみを用いて進水する救命艇にあつては、ロ、ヘ、ト及びチに掲げる要件）に適合するつり索の離脱装置が取り付けられていること。

イ～ト （略）

チ 救命艇内の乗組員がつり上げのための準備が完了したことを明確に識別できるものであること。

三十五 つり索の離脱装置の操作のための手引書が備え付けられていること。

三十六～四十二 （略）

（膨脹型一般救助艇）

第二十七条の二 膨脹型一般救助艇は、次に掲げる要件に適合するもので

（部分閉囲型救命艇）

第八条 部分閉囲型救命艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～十四 （略）

十五 穏やかな水面において、人員及び艤装品を満載し、かつ、補機が作動している場合に、前進速力が六ノット以上であり、かつ、人員及び艤装品を満載した定員が二十五人の救命いかだを使い航しているときに前進速力が二ノット以上であること。

十六 前号の六ノット以上の前進速力における二十四時間の連続運転に十分な燃料を備えていること。この場合において、燃料は、船舶が航行する水域で予想されるすべての範囲の温度を通じて使用できるものでなければならない。

十七～三十三 （略）

三十四 次に掲げる要件（一本のつり索のみを用いて進水する救命艇にあつては、ロ、ヘ、ト及びチに掲げる要件）に適合するつり索の離脱装置が取り付けられていること。

イ～ト （略）

三十五 二本のつり索を用いて進水する救命艇にあつては、つり索の離脱装置の操作のための手引書が備え付けられていること。

三十六～四十二 （略）

（膨脹型一般救助艇）

第二十七条の二 膨脹型一般救助艇は、次に掲げる要件に適合するもので

なければならぬ。

一〇一二 (略)

十三 削除

なければならぬ。

一〇一二 (略)

十三 穏やかな水面において、人員及び艤装品を満載し、かつ、補機が作動している場合に、前進速力が六ノット以上であり、かつ、人員及び艤装品を満載した定員が二十五人の救命いかだ（定員が二十五人を超える救命いかだを備え付ける船舶に備え付ける救助艇にあつては、備え付ける救命いかだのうち最大の定員を有するもの）をえい航しているときに前進速力が二ノット以上であること。

十四 前号の六ノットの前進速力における四時間の連続運転に十分な燃料を備えていること。この場合において、「燃料は、船舶の航行する水域で予想されるすべての範囲の温度を通じて使用できるものでなければならない」。

十五～二十六 (略)

二十七 第八条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号、第十三号、第十五号から第十八号まで、第二十一号、第二十二号、第二十七号、第二十八号、第三十四号から第三十七号まで及び第四十号に掲げる要件。この場合において、第八条第十六号中「二十四時間」とあるのは「四時間」と、同条第三十四号中「救命艇」とあるのは「救助艇」と読み替えるものとする。

(固型一般救助艇)

第二十七条の三 固型一般救助艇は、第八条第一号から第十三号まで、第十五号から第十八号まで、第二十一号、第二十二号、第二十七号、第二十八号、第三十四号から第三十七号まで及び第四十号並びに前条第三号、第十一号から第二十号まで及び第二十二号から第二十六号までに掲げる要件に適合するものでなければならない。この場合において、第八条第十号及び第三十四号中「救命艇」とあるのは「救助艇」と、同条第六号中「二十四時間」とあるのは「四時間」と読み替えるものとする。

2 (略)

(複合型一般救助艇)

第二十七条の四 複合型一般救助艇は、第八条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号、第十三号、第十五号から第十八号まで

第二十七条の三 固型一般救助艇は、第八条第一号から第十三号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号、第二十七号、第二十八号、第三十四号から第三十七号まで及び第四十号並びに前条第三号、第十号から第二十号まで及び第二十二号から第二十六号までに掲げる要件に適合するものでなければならない。この場合において、第八条第十号、第三十四号及び第三十五号中「救命艇」とあるのは、「救助艇」と読み替えるものとする。

2 (略)

(複合型一般救助艇)

第二十七条の四 複合型一般救助艇は、第八条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号、第十三号、第十七号、第十八号、第二

、第二十一号、第二十二号、第二十七号、第二十八号、第三十四号から第三十七号まで及び第四十号並びに第二十七条の二第一号、第三号及び第十号から第二十六号までに掲げる要件のほか、その構造に応じ管海官庁の指示する要件に適合するものでなければならない。この場合において、第八条第十六号中「二十四時間」とあるのは「四時間」と、同条第三十四号中「救命艇」とあるのは「救助艇」と読み替えるものとする。

(膨張型高速救助艇)

第二十七条の四の二 膨張型高速救助艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 穏やかな水面における次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める前進速力を有すること。

イ 人員及び艤装品を満載し、かつ、補機が作動している場合 (ロに掲げる場合を除く。) 八ノット以上

ロ 人員及び艤装品を満載し、かつ、補機が作動している場合において、船舶に備え付けられている最大の定員を有する救命いかだであつて、人員及び艤装品を満載したものをい航している場合 二ノツト以上

四 (略)

四 第二号の二十ノットの前進速力及び前号イの八ノットの前進速力のいずれの場合においても、四時間の連続運転に十分な燃料を備えていること。この場合において、燃料は、船舶が航行する水域で予想されるすべての範囲の温度を通じて使用できるものでなければならない。

五・八 (略)

九 第八条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号、第十三号、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号、第二十七号、第二十八号、第三十四号から第三十七号まで及び第四十号並びに第二十七条の二第一号、第二号、第四号から第十一号まで、第十五号から第十七号まで及び第十九号から第二十六号までに掲げる要件。この場合において、第八条第三十四号中「救命艇」とあるのは、「救助艇」と読み替えるものとする。

(固型高速救助艇)

(膨張型高速救助艇)

第二十七条の四の二 膨張型高速救助艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 穏やかな水面において、人員及び艤装品を満載し、かつ、補機が作動している場合に、前進速力が八ノット以上であり、かつ、人員及び艤装品を満載した定員が二十五人の救命いかだ(定員が二十五人を超える救命いかだを備え付ける船舶に備え付ける救助艇にあつては、備え付ける救命いかだのうち最大の定員を有するもの)をい航しているときに前進速力が二ノツト以上であること。

四 (略)

四 第二号の二十ノットの前進速力及び前号の八ノットの前進速力のいずれの場合においても、四時間の連続運転に十分な燃料を備えていること。この場合において、燃料は、船舶が航行する水域で予想されるすべての範囲の温度を通じて使用できるものでなければならない。

五・八 (略)

九 第八条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号、第十三号、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号、第二十七号、第二十八号、第三十四号から第三十七号まで及び第四十号並びに第二十七条の二第一号、第二号、第四号から第十一号まで、第十五号から第十七号まで及び第十九号から第二十六号までに掲げる要件。この場合において、第八条第三十四号及び第三十五号中「救命艇」とあるのは、「救助艇」と読み替えるものとする。

(固型高速救助艇)

第二十七条の四の三 固型高速救助艇は、第八条第一号から第十三号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号、第二十七号、第二十八号、第三十四号から第三十七号まで及び第四十号、第二十七条の二第二十一号、第十五号から第十七号まで、第十九号、第二十号及び第二十二号から第二十六号まで並びに前条第一号から第八号までに掲げる要件に適合するものでなければならない。この場合において、第八条第十号及び第三十四号中「救命艇」とあるのは、「救助艇」と読み替えるものとする。

## 2 (略)

### (複合型高速救助艇)

第二十七条の四の四 複合型高速救助艇は、第八条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号、第十三号、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号、第二十七号、第二十八号、第三十四号から第三十七号まで及び第四十号、第二十七条の二第一号、第十号、第十一号、第十五号から第十七号まで及び第十九号から第二十六号まで並びに第二十七条の四の二第一号から第八号までに掲げる要件のほか、その構造に応じ管海官庁の指示する要件に適合するものでなければならない。この場合において、第八条第三十四号中「救命艇」とあるのは、「救助艇」と読み替えるものとする。

### (救助艇の艤装品)

第二十七条の六 救助艇には、次の表に定める艤装品を備え付けなければならぬ。

（救助艇の艤装品）		備考
艤装品の名称	艤装品の数	
膨脹型一般救助艇及び膨脹型高速救助艇	（略）	
助艇	（略）	
水密電気灯	（略）	第三十七条の規定に適合するも

### (複合型高速救助艇)

第二十七条の四の四 複合型高速救助艇は、第八条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号、第十三号、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号、第二十七号、第二十八号、第三十四号から第三十七号まで及び第四十号、第二十七条の二第一号、第十号、第十一号、第十五号から第十七号まで及び第十九号から第二十六号まで並びに第二十七条の四の二第一号から第八号までに掲げる要件のほか、その構造に応じ管海官庁の指示する要件に適合するものでなければならない。この場合において、第八条第三十四号及び第三十五号中「救命艇」とあるのは、「救助艇」と読み替えるものとする。

### (救助艇の艤装品)

第二十七条の六 救助艇には、次の表に定める艤装品を備え付けなければならぬ。

（救助艇の艤装品）		備考
艤装品の名称	艤装品の数	
膨脹型一般救助艇及び膨脹型高速救助艇	（略）	
助艇	（略）	
水密電気灯	（略）	第三十七条の規定に適合するも

第二十七条の四の三 固型高速救助艇は、第八条第一号から第十三号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号、第二十七号、第二十八号、第三十四号から第三十七号まで及び第四十号、第二十七条の二第二十一号、第十五号から第十七号まで、第十九号、第二十号及び第二十二号から第二十六号まで並びに前条第一号から第八号までに掲げる要件に適合するものでなければならない。この場合において、第八条第十号及び第三十四号及び第三十五号中「救命艇」とあるのは、「救助艇」と読み替えるものとする。

## 2 (略)

### (複合型高速救助艇)

第二十七条の四の四 複合型高速救助艇は、第八条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号、第十三号、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号、第二十七号、第二十八号、第三十四号から第三十七号まで及び第四十号、第二十七条の二第一号、第十号、第十一号、第十五号から第十七号まで及び第十九号から第二十六号まで並びに第二十七条の四の二第一号から第八号までに掲げる要件のほか、その構造に応じ管海官庁の指示する要件に適合するものでなければならない。この場合において、第八条第三十四号及び第三十五号中「救命艇」とあるのは、「救助艇」と読み替えるものとする。

### (救助艇の艤装品)

第二十七条の六 救助艇には、次の表に定める艤装品を備え付けなければならぬ。

（救助艇の艤装品）		備考
艤装品の名称	艤装品の数	
膨脹型一般救助艇及び膨脹型高速救助艇	（略）	
助艇	（略）	
水密電気灯	（略）	第三十七条の規定に適合するも


の。予備電池一組及び予備電球一個を水密容器に入れておかなければならぬ。

第四十九条 前条の規定にかかるらず、短国際航海に従事する第一種船には、次に掲げる救命艇及び救命いかだを備え付けなければならない。

2・3 (略)

1・3 (略)

(救命艇及び救助艇の数)

第五十二条 第一種船に備え付ける救命艇及び救助艇の合計数は、当該船舶に備え付ける救命いかだの数を六(短国際航海に従事する第一種船にあつては、九)で除して得られた値未満の数であつてはならない。

(イマーション・スーツ及び耐暴露服)

第六十六条の二 (略)

2 第三種船には、前項に規定するイマーション・スーツのほか、当直員用及び救命いかだ(第六十二条第五項の規定により備え付けるものに限る。)に乗り込む者用のイマーション・スーツを備え付けなければならぬ。

3 (6) (略)


の。予備電池一組及び予備電球一個を水密容器に入れておかなければならぬ。

第四十九条 前条の規定にかかるらず、短国際航海に従事し、かつ、船舶区画規程第二編第十三章の規定に適合する第一種船には、次に掲げる救命艇及び救命いかだを備え付けてもよい。

1・3 (略)

2・3 (略)

(救命艇及び救助艇の数)

第五十二条 第一種船に備え付ける救命艇及び救助艇の合計数は、当該船舶に備え付ける救命いかだの数を六(短国際航海に従事し、かつ、船舶区画規程第二編第十三章の規定に適合する第一種船にあつては、九)で除して得られた値未満の数であつてはならない。

(イマーション・スーツ及び耐暴露服)

第六十六条の二 (略)

2 第三種船には、前項に規定するイマーション・スーツのほか、当直員用のイマーション・スーツを備え付けなければならない。

3 (6) (略)

(救命設備の表示)

第九十七条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる救命設備には、前項の注意事項のほかそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を表示しなければならない。

救命設備の種類	表示する事項
(略)	(略)
膨脹式救命いかだの容器	一 (略) 二 膨脹式救命いかだの質量（当該質量が百八十五キログラムを超える場合に限る。）
(略)	(略)

3 11 (略)  
12 第一種船又は第三種船に備え付ける膨脹式救命いかだの容器、固型救命いかだ及び降下式乗込装置の容器には、「SOLAS」と表示しなければならない。

(救命設備の表示)

第九十七条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる救命設備には、前項の注意事項のほかそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を表示しなければならない。

救命設備の種類	表示する事項
(略)	(略)
膨脹式救命いかだの容器	一 (略)
(略)	(略)

3 11 (略)  
12 第一種船又は第三種船に備え付ける降下式乗込装置の容器には、「SOLAS」と表示しなければならない。

## 改 正 案

現 行

## 目次

第一章 (略)

第二章 国際航海に従事する旅客船の防火構造（第七条—第二十三条）

第三章 第七章 (略)

## 附則

第一章 (略)  
 第二章 国際航海に従事する旅客船の防火構造（第七条—第二十三条）  
 第三章 第七章 (略)

## 附則

## (定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二十二 (略)

二十三 キヤビンバルコニー 旅客室又は船員室に隣接して設けられた直接外気に接する甲板上の場所であつて、もつばら当該旅客室又は船員室を使用する者の使用に供するものをいう。

## (定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二十二 (略)

## (可燃性材料の使用制限等)

第二十条 (略)

2・4 (略)

5 次に掲げる露出面は、炎の広がりが遅い特性を有する管海官庁が適當と認めるものでなければなければならない。

一・二 (略)

三 キヤビンバルコニーの露出面（管海官庁が差し支えないと認めるものを除く。）

6・7 (略)

8 居住区域等、キヤビンバルコニー並びに階段及び通路内的一次甲板床張りは、容易に発火せず、かつ、有毒性物質の発生及び爆発の危険のない管海官庁が適當と認められるものでなければならない。

9・10 (略)

11 キヤビンバルコニーに備え付ける家具及び備品の材料は、不燃性につ

## 目次

第一章 (略)

第二章 国際航海に従事する旅客船の防火構造（第七条—第二十三条）

第三章 第七章 (略)

## 附則

## (定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二十二 (略)

## (可燃性材料の使用制限等)

第二十条 (略)

2・4 (略)

5 次に掲げる露出面は、炎の広がりが遅い特性を有する管海官庁が適當と認めるものでなければならない。

一・二 (略)

三 キヤビンバルコニーの露出面（管海官庁が差し支えないと認めるものを除く。）

6・7 (略)

8 居住区域等並びに階段及び通路内的一次甲板床張りは、容易に発火せず、かつ、有毒性物質の発生及び爆発の危険のない管海官庁が適當と認められるものでなければならない。

9・10 (略)

11 キヤビンバルコニーに備え付ける家具及び備品の材料は、不燃性につ

いて告示で定める要件に適合するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該キャビンバルコニーの防火措置を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでない。

(キャビンバルコニーの防火措置)

第二十三条の二 隣接するキャビンバルコニーを仕切るために使用される部分隔壁(荷重を支えるものを除く。)は、隣接するキャビンバルコニーの双方から開くことができるものでなければならぬ。

(準用規定)

第二十七条 第八条、第十条第二項、第十一条から第二十条まで（第十六条第一項第一号並びに第二十条第九項及び第十項を除く。）、第二十二条第一項第一号及び第二十三条の二の規定は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶について準用する。この場合において、第八条第一項中「なければならない。」とあるのは、「なければならない。ただし、航行区域内に「なければならない。」とあるのは、「なければならない。ただし、限定期船（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第七項の限定期船）船舶救命設備規備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第七項の限定期船をいう。以下同じ。）にあつては、この限りでない。」と、第一条の二第七項の限定期船をいう。以下同じ。）にあつては、この限りでない。」と、第十一条第一項中「前条」とあるのは「第二十五条」と、同項ただし書中「当該隔壁と同様に「（通路をその他の場所から区分する隔壁（以下「通路隔壁」とい）と、「（通路をその他の場所から区分する隔壁（以下「通路隔壁」とい）と、旅客定員が三六人以下の船舶に設けるものを除く。）」とあるのは「（通路隔壁を除く。）」と、同項ただし書中「当該隔壁と同等の防熱が施された連続B級天井張り」とあるのは「連続B級天井張り」とあるのは「連続B級天井張り」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十五条」と、「B級仕切りでなければならない。」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十五条」と、「B級仕切りでなければならない。」とあるのは、「A級仕切りである」と仕切りであることと読み替えるものとする。

255 (略)

(係留船)

第二十七条の二 前四条の規定にかかわらず、係留船については、第八条から第二十三条の二までの規定を適用する。ただし、管海官庁が当該係留船の用途、大きさ等を考慮して適当と認める程度に応じて当該規定の適用を緩和することができる。

(準用規定)

第二十七条 第八条、第十条第二項、第十一条から第二十条まで（第十六条第一項第一号並びに第二十条第九項及び第十項を除く。）、第二十二条第一項第一号及び第二十三条の規定は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶について準用する。この場合において、第八条第一項中「なければならない。」とあるのは、「なければならない。ただし、限定期船（船舶救命設備規備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第七項の限定期船）船舶救命設備規備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第七項の限定期船をいう。以下同じ。）にあつては、この限りでない。」と、第十一条第一項中「前条」とあるのは「第二十五条」と、「（通路をその他の場所から区分する隔壁（以下「通路隔壁」とい）と、旅客定員が三六人以下の船舶に設けるものを除く。）」とあるのは「（通路隔壁を除く。）」と、同項ただし書中「当該隔壁と同等の防熱が施された連続B級天井張り」とあるのは「連続B級天井張り」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十五条」と、「B級仕切りでなければならない。」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十五条」と、「B級仕切りでなければならない。」とあるのは、「A級仕切りである」と仕切りであることと読み替えるものとする。

255 (略)

(係留船)

第二十七条の二 前三条の規定にかかわらず、係留船については、第八条から第二十三条までの規定を適用する。ただし、管海官庁が当該係留船の用途、大きさ等を考慮して適当と認める程度に応じて当該規定の適用を緩和することができる。

(適用)

第二十七条の二の二 この章の規定は、次に掲げる船舶以外の船舶（以下「貨物船」という。）であつて、国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもののうち、総トン数五〇〇トン以上のものに適用する。ただし、限定近海船にあつては、次条、第二十七条の四第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十九条の九並びに第二十七条の十（第六項を除く。）は、適用しない。

(適用)

第二十七条の二の二 この章の規定は、次に掲げる船舶以外の船舶（以下「貨物船」という。）であつて、国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもののうち、総トン数五〇〇トン以上のものに適用する。ただし、限定近海船にあつては、次条、第二十七条の四第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の七第三項、第二十九条の九並びに第二十七条の十（第六項を除く。）は、適用しない。

改 正 案

現 行

行

（固定式泡消火装置）

第十三条 固定式泡消火装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 燃料油が広がり得る最大の単一面積を覆うために十分な量の泡（適当な流動性及び付着性を有し、かつ、可燃性ガスと外気との接触を断つことができる性状のものをいう。以下同じ。）を五分以内に放出することができること。

二～四 （略）

五 （略）

（固定式高膨脹泡消火装置）

第十四条 固定式高膨脹泡消火装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三 （略）

四 泡の膨張率（発生した泡の容積の供給された泡溶液の容積に対する比率をいう。以下同じ。）は、千倍以下であること。

五 （略）

六 前条第五号に掲げる要件

（固定式加圧水噴霧装置）

第十五条 固定式加圧水噴霧装置は、機関区域及び貨物ポンプ室の火災を

効果的に消火するために管海官庁が適当と認める要件に適合するものでなければならない。

（固定式泡消火装置）

第十三条 固定式泡消火装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 燃料油が広がり得る最大の単一面積を十五センチメートルの厚さで覆うために十分な量の泡（適当な流動性及び付着性を有し、かつ、可燃性ガスと外気との接触を断つことができる性状のものをいう。以下同じ。）を五分以内に放出することができること。

二～四 （略）

五 泡の膨張率（発生した泡の容積の供給された泡溶液の容積に対する比率をいう。以下同じ。）は、十二倍以下であること。

六 （略）

（固定式高膨脹泡消火装置）

第十四条 固定式高膨脹泡消火装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三 （略）

四 泡の膨張率は、千倍以下であること。

五 （略）

六 前条第六号に掲げる要件

（固定式加圧水噴霧装置）

第十五条 固定式加圧水噴霧装置（以下この条において「装置」という。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 床面積一平方メートルにつき毎分五リットル以上の水を噴霧ノズルにより微粒状に噴射することができること。  
二 水を噴射する場所における火災のために作動不能にならないこと。  
三 水中の不純物又は管、弁及びポンプの腐食によつて噴霧ノズルが詰まることがないよう、特別の予防手段が講じられていること。

四 必要な圧力で水が満たされていること。

五 水を供給するポンプは、次に掲げる要件に適合するものであること

六 装置内の圧力低下により自動的に作動すること。

七 口 水を噴射するいずれの一区画においても、装置のすべての使用区分に同時に必要な圧力を加えることができること。

八 噴霧ノズルは、次に掲げる要件に適合するものであること。

九 材料は、青銅、不秀鋼その他内外側に耐食処理が施された金属であること。

一〇 口 先端の内径は六ミリメートル以上、散水角度は百二十度以下であること。

一一 七 装置を区分して使用する場合における分配マニホールドは、水を噴射する場所の外部の容易に近づくことができ、かつ、火災の発生によって容易に遮断されない位置から操作することができるのこと。

一二 (固定式甲板泡装置)

第十七条 固定式甲板泡装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一九 (略)

十 第十三条第五号に掲げる要件

(泡消火器)

第二十一条 (略)

二 合成界面活性剤を基材とする水溶液に空気を混入することより発生する泡を消火剤として使用する泡消火器（以下「機械式泡消火器」という。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 有効継続放射時間は、三十五秒（簡易式又は持運び式のものにあつては、十三秒）以上であること。

二 有効放射距離は、三メートル（簡易式のものにあつては、二メートル）以上であること。ただし、移動式又は固定式のものにあつては、放射の初期においては、四メートル以上でなければならない。

三 容器を構成する材料は、使用圧力に対して十分な強度を有するもの

(泡消火器)

第二十一条 (略)

二 合成界面活性剤を基材とする水溶液に空気を混入することより発生する泡を消火剤として使用する泡消火器（以下「機械式泡消火器」という。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 有効継続放射時間は、三十五秒（簡易式のものにあつては、十五秒以上）であること。

二 有効放射距離は、三メートル（簡易式のものにあつては、二メートル）以上であること。ただし、放射の初期においては、四メートル（簡易式のものにあつては、二・五メートル）以上でなければならない。

三 容器を構成する材料は、一・七メガパスカルの圧力に対して十分な

であること。

#### 四 (略)

強度を有するものであること。

##### (鎮火性ガス消火器)

第二十二条 炭酸ガスを消火剤として使用する鎮火性ガス消火器（以下「炭酸ガス消火器」という。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

- 一 有効継続放射時間は、二十五秒（簡易式又は持運び式のものにあっては、十三秒）以上であること。
- 二 有効放射距離は、三メートル以上であること（移動式又は固定式のものに限る。）。

- 三 （略）
- 四 容器を構成する材料は、二十四・五メガパスカルの圧力に対して十分な強度を有するものであること。
- 五 （略）

##### (粉末消火器)

第二十三条 粉末消火器は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

- 一 有効継続放射時間は、十三秒（簡易式のものにあっては、七秒）以上であること。
- 二 有効放射距離は、五メートル（簡易式又は持運び式のものにあっては、三メートル）以上であること。
- 三 容器を構成する材料は、使用圧力に対して十分な強度を有するものであること。

- 四 （略）
- 五 （略）

##### (持運び式泡放射器)

第二十九条 持運び式泡放射器は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 消火ホースで送水管に連結できる発泡ノズル、二十リットル以上の泡原液の入った持運び式タンク一個及び予備タンク一個により構成さ

##### (鎮火性ガス消火器)

第二十二条 炭酸ガスを消火剤として使用する鎮火性ガス消火器（以下「炭酸ガス消火器」という。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

- 一 有効継続放射時間は、二十五秒（簡易式のものにあっては、十五秒）以上であること。
- 二 有効放射距離は、三メートル（簡易式のものにあっては、二メートル）以上であること。

- 三 （略）
- 四 容器を構成する材料は、二十五メガパスカルの圧力に対して十分な強度を有するものであること。
- 五 （略）

##### (粉末消火器)

第二十三条 粉末消火器は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 有効継続放射時間は、十二秒（簡易式のものにあっては、七秒）以上であること。
- 二 有効放射距離は、五メートル（簡易式のものにあっては、三メートル）以上であること。
- 三 容器を構成する材料は、三・四メガパスカルの圧力に対して十分な強度を有するものであること。

- 四 （略）
- 五 （略）

##### (持運び式泡放射器)

第二十九条 持運び式泡放射器は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 消火ホースで送水管に連結できるインダクター・タイプの発泡ノズル、二十リットル以上の泡原液の入った持運び式タンク一個及び予備

れること。

二 每分二百リットル以上の割合で泡溶液を放出することができるものであること。

三 船内で通常起りうる目詰まり、温度変化、振動、湿気、衝撃及び腐食に耐えることができるものであること。

四 第四条第一項第二号及び第十三条第五号に掲げる要件

#### 附 則

- 1 この告示は、平成二十年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）に現に備え付けられている消防設備については、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、この告示による改正後の船舶の消防設備の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

タンク一個により構成されること。

二 前号の発泡ノズルは、毎分一・五立方メートル以上の割合で泡を発生することができるものであること。

三 第四条第一項第二号並びに第十三条第五号及び第六号に掲げる要件

改 正 案

現 行

(A級仕切りにおける開口)

第七条 (略)

2 規則第十三条第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 (略)

二 主垂直区域隔壁、主水平区域若しくは調理室の境界となる隔壁又は階段囲壁に設けるA級防火戸（動力操作の水密戸であるもの及び通常施錠されているものを除く。）は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ・ホ (略)

ヘ 動力開閉装置を有するものにあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。

(1) (3) (略)

(4) (1) (3) 二の制御装置のうち他の戸の閉鎖に係る部分に故障が発生した場合及び主電源からの給電が停止した場合においても、動力閉鎖装置の作動に支障が生じないこと。

三・四 (5) (略)

(可燃性材料の使用制限等)

第十六条 (略)

3 規則第二十条第十一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 机、衣装ダンス、鏡台、戸棚等の収納家具は、不燃性材料のみで造られているものであること。ただし、厚さが二ミリメートル以下の可燃性の化粧張りを施すことができる。

二 いす、ソファード、テーブル等の固定されない家具は、骨組みが不燃性材料で造られているものであること。

三 カーテンその他のつり下げられる織物類は、炎の広がりを妨げる性質が、毎平方メートル〇・八キログラムの質量の羊毛品のものに劣ら

(A級仕切りにおける開口)

第七条 (略)

2 規則第十三条第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 (略)

二 主垂直区域隔壁、主水平区域若しくは調理室の境界となる隔壁又は階段囲壁に設けるA級防火戸（動力操作の水密戸であるもの及び通常施錠されているものを除く。）は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ・ホ (略)

ヘ 動力開閉装置を有するものにあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。

(1) (3) (略)

(4) (1) (3) 第四号の制御装置のうち他の戸の閉鎖に係る部分に故障が発生した場合及び主電源からの給電が停止した場合においても、動力閉鎖装置の作動に支障が生じないこと。

三・四 (5) (略)

(可燃性材料の使用制限等)

第十六条 (略)

3 規則第二十条第十一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 机、衣装ダンス、鏡台、戸棚等の収納家具は、不燃性材料のみで造られているものであること。ただし、厚さが二ミリメートル以下の可燃性の化粧張りを施すことができる。

二 いす、ソファード、テーブル等の固定されない家具は、骨組みが不燃性材料で造られているものであること。

三 カーテンその他のつり下げられる織物類は、炎の広がりを妨げる性質が、毎平方メートル〇・八キログラムの質量の羊毛品のものに劣ら

ないと管海官庁が認めるものであること。

四 布張り家具及び寝台は、着火及び炎の広がりを妨げる性質を有する  
管海官庁が適当と認めるものであること。

附 則

この告示は、平成二十年七月一日から施行する。